

水産食品加工施設HACCP認定制度について

平成23年6月改定
(平成26年11月1日一部改訂)

一般社団法人 大日本水産会

水産食品加工施設HACCP認定制度について

「水産食品加工施設HACCP認定制度」においては、本会会員である検査機関などのコンサルタントの協力を得て、以下のステップで審査・認定を行います。なお、適正なレベルでのHACCP導入を図るために、導入時にコンサルを受けることをお薦めします。コンサルを担当する機関/個人については、大日本水産会にお問い合わせください。

1. 基本的事項

(1) 審査基準について

本制度における審査基準は、「社団法人大日本水産会 水産食品加工施設HACCP認定基準」(別途、大日本水産会ホームページに掲載)とする。

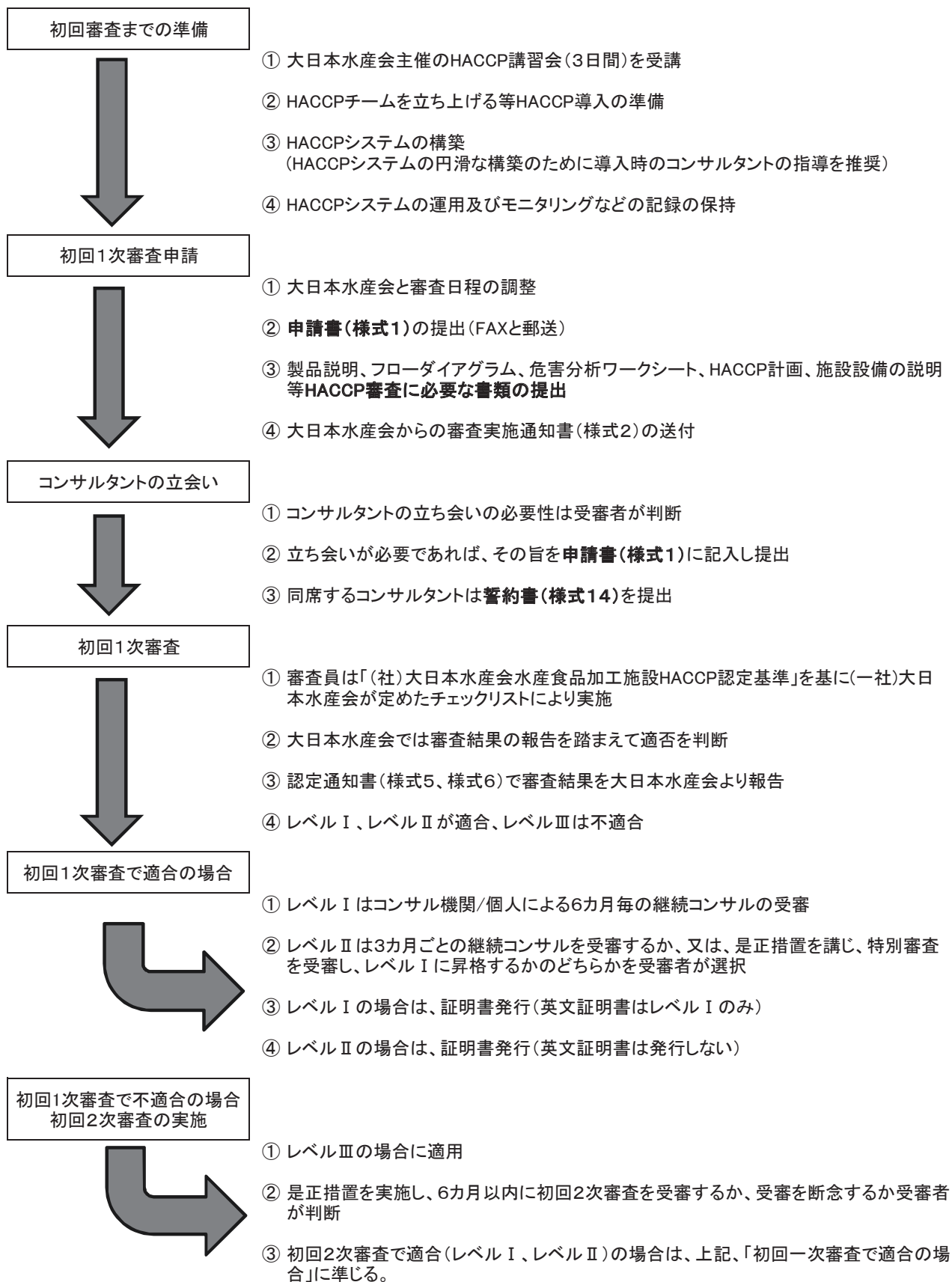
(2) 審査の種類

初回1次審査、初回2次審査、更新審査、継続コンサル、品目追加審査、特別審査とし、詳細は次の表のとおりです。

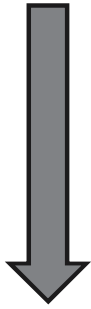
審査区分	実施内容	実施者
初回1次審査	受審者が構築したHACCPシステムについて、社団法人大日本水産会審査員が「水産食品加工施設HACCP認定基準」を基に、書類審査、現場審査を実施する。審査結果を作成し、受審者側に説明すると共に、大日本水産会に報告する。大日本水産会は、問題ない場合はその旨を文書で、受審者に通知する。	大日本水産会 審査員
初回2次審査	初回1次で指摘等があり適合に至らなかった場合は、審査員の指摘を踏まえて、是正措置等を講じ、6か月以内に初回2次審査を受ける。	大日本水産会 審査員
更新審査	初回審査後、2年毎に初回審査と同じ基準で審査を行う。審査員は審査結果を大日本水産会に報告、大日本水産会では審査結果に問題なければ、その旨を受審者に通知する。なお、品目の追加があれば、併せ、受審することができる。	大日本水産会 審査員
継続コンサル	初回審査合格後、更新審査を除き、6カ月毎に受ける。名称は「継続コンサル」になっているが審査と同じ基準で審査し、結果を大日本水産会に報告する。大日本水産会では結果に問題なければ、その旨を受審者に通知する。	大日本水産会が認める者
品目追加審査	更新審査以外において、新たに品目の追加審査を受ける審査を言う。	大日本水産会 審査員
特別審査	上記審査に含まれないもので、審査内容は初回審査に準じる。	大日本水産会 審査員

認定の対象品目は、水産物を主たる原料とする全ての水産食品としますが、米国水産食品HACCP規則中に魚介類と定義されない海藻製品と海獣製品については、和文証明書のみ発行とし、米国へ輸出するための英文証明書は発行致しません。

2. 初回認定審査



適合の場合
証明書の発行



大日本水産会への入会

- ① 初回1次審査または2次審査で適合判定(レベルⅠ、レベルⅡ)を受けた施設に対して2年間有効の和文証明書(水産食品加工施設HACCP認定証明書)の発行
- ② 米国に輸出するために英文証明書(HACCP方式製造連続式証明書)の発行を希望する施設は**英文証明書発行申請書(様式11)**を提出。ただし、レベルⅠの場合のみ発行が可能。
- ③ 大日本水産会は6ヶ月間有効の英文証明書を発行
- ④ 英文証明書は海藻製品、海獣製品に対しては発行しない
- ⑤ 米国で使用の認められていない添加物や薬剤を使用している場合にも発行しない

☆ 水産食品加工施設HACCP認定制度は(一社)大日本水産会会員へのサービスの一環ですので、本会会員でない場合は会員または賛助会員になっていただきます。なお、会費は口数制にて一口10万円です。また、水産食品品質高度化協議会に入会されることをお勧めいたします。水産食品品質高度化協議会は食品の品質衛生管理の高度化のためのセミナー等を実施しています。

3. 認定後の審査

定期的な審査

- ① 継続コンサル
- ② 更新審査

4. 継続コンサル

継続コンサル

- ① 大日本水産会に登録された継続コンサル機関/個人により、初回1次審査と同じ内容での継続コンサル(審査)の実施

継続コンサルの認定基準

- ① 継続コンサルは「(社)大日本水産会水産食品加工施設HACCP認定基準」に基づいて実施

継続コンサルの報告

- ① 継続コンサル機関/個人は「**HACCP方式実施施設継続コンサル報告書**」(チェックリスト)を大日本水産会に提出(FAX、郵送どちらでも可)
- ② 大日本水産会は報告結果を検討のうえ適合(レベルⅠ、レベルⅡ)または不適合(レベルⅢ)を判断

適合、不適合のそれぞれのレベルに応じて、以下の頻度で継続コンサルを受ける。
レベルⅠ:6カ月毎
レベルⅡ:3カ月毎を2回繰り返す。その後、6カ月毎になることが可能(是正措置後に特別審査を受審し、レベルⅠになることも可能)。
レベルⅢ:是正措置実施後に特別審査を受審
- ③ 大日本水産会は、適合の場合は、HACCP継続認定通知書を送付し、レベルⅠの場合は受審者の必要に応じ、英文証明書(HACCP方式製造連続式証明書)を発行
- ④ 不適合の場合は、その旨を受審者に連絡。受審者は是正措置を講じて、6か月以内に特別審査を受審するかどうか判断

5. 更新審査

更新審査(2年毎)

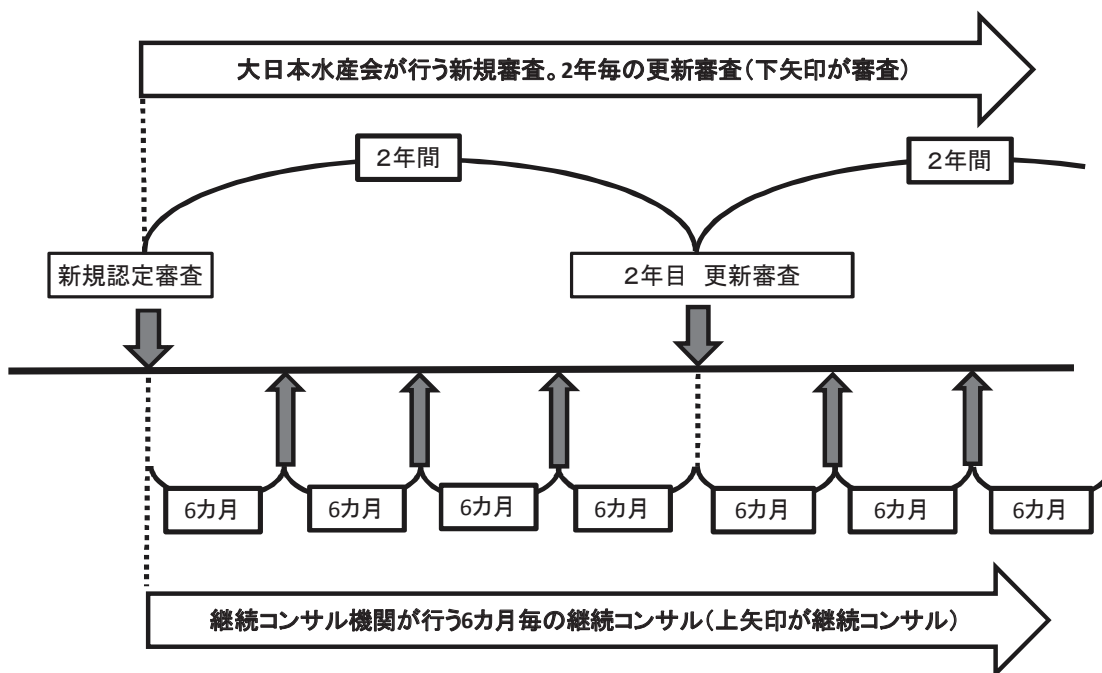
- ① 適合(レベルⅠ、レベルⅡ)の場合は、認定後2年毎に初回審査と同様な内容で更新審査を大日本水産会審査員が実施
- ② 更新の有効期限が近づいたら大日本水産会と日程の調整
- ③ **申請書(様式1)**を提出(FAXと郵送)
- ④ 商品説明、フローダイアグラム、危害分析ワークシート、HACCP計画、施設設備の説明等**HACCP審査に必要な書類の提出**
- ⑤ 大日本水産会から審査実施通知書(様式2)の送付
- ⑥ 審査方法、継続コンサル機関/個人の立ち会い等については新規審査と同様に判断

証明書の発行

- ① 更新審査で適合(レベルⅠ、レベルⅡ)と判断された施設に対して2年間有効の和文証明書を発行
- ② レベルⅠで合格した施設が必要とする場合、6か月間有効の英文証明書(HACCP方式製造連続式証明書)の発行
- ③ 大日本水産会は継続コンサル機関/個人が立ち会わない場合は審査報告書の写しを継続コンサル機関に送付

定期的な審査の繰り返し

それ以後は、下記に示すように継続コンサルと更新審査の繰り返しを実施



6. 品目を追加する場合

品目追加審査

- ① 更新審査以外にあって品目の追加が必要な場合には品目追加審査を受審
- ② ただし、品目追加審査で適合と判断された場合は証明書の有効期限は従前の期限とする

7. 審査等に要する経費 (受審者の負担)

審査に当たり受審者は次の経費を審査員又は継続コンサル機関/個人に支払う。ただし、更新審査に継続コンサルを行う者が、審査オブザーバーとして立ち会う場合は、両者に支払う。

- (1) 旅費
- (2) 日当
- (3) 宿泊料
- (4) 審査手数料

旅費・日当・宿泊料

審査に係わる旅費・日当・宿泊料については、大日本水産会旅費規程に基づき経費を受審者に請求

審査手数料

審査区分	審査または継続コンサル手数料
初回1次審査	左のいずれの審査又は継続コンサルについては ①1日で終了した場合は10万円 ②2日以上の場合は15万円とする。 (※3 初回1次審査、初回2次審査、更新審査に継続コンサル機関/個人が審査オブザーバーとして立ち会う場合は、立会料は1回につき5万円とする)
初回2次審査	
更新審査	
継続コンサル ※1	
特別審査 ※2	

※1 継続コンサルについては実質は大日本水産会に代わる審査であることから、大日本水産会審査手数料を準用する。

※2 更新審査時に品目の追加審査を受ける場合は追加審査料は請求しない。

※3 継続コンサル機関/個人は、審査オブザーバーとしての立会料等は直接受審者に請求する。

8. 諸手続き

申請内容の変更

- ① 申請内容(会社名の変更等)に変更が生じた場合は、「HACCP認定証明書の内容変更届」(様式12)に記入して大日本水産会に提出
- ② 大日本水産会は内容を踏まえた証明書の発行
- ③ 受審者は古い内容の証明書を大日本水産会に返却

HACCPの自主的な中止

- ① HACCP計画に基づき自主管理を行わなくなった場合
- ② 継続の意志のない場合
- ③ 上記①、②の場合は「水産食品加工施設HACCP認定の継続審査中止届」(様式13)の提出

HACCP認定の取消

- ① 継続コンサルが維持されていない場合
- ② 継続コンサルでレベルⅢとなって、1ヶ月以内に是正措置が提出されない時
- ③ HACCP商標使用または認定楯の使用に際して重大な違反がある場合
- ④ 審査手数料、旅費、会費等の支払いを怠っている場合
- ⑤ 上記に該当する場合は認定を取消

HACCP商標

HACCP商標使用は届け出を大水に提出し、大水は「HACCP商標使用許可証」を発行
名刺、看板、ホームページ、会社案内等に使用可

HACCP商標を商品に使用することは禁止



HACCP認定楯

審査後に送付される申込用紙を提出し購入

HACCP認定楯は1つ35,000円



9. 継続コンサル機関／個人

継続コンサル機関／個人の資格要件

継続コンサル機関／個人は大日本水産会の会員であること

継続コンサルを行う者

継続コンサルを行う者は、次の①+②、①+③、①+④、①+⑤のいずれかに該当すること

- ① 大日本水産会主催のFDA方式HACCP講習会（3日間コース）受講修了者
- ② 大日本水産会/日本食品分析センター共催のエキスパート講習会（2.5日間コース）受講修了者
- ③ 技術士の資格を有する者（ただし、食品衛生業務の実務経験者に限る）
- ④ ISO22000審査員補以上の者
- ⑤ 大日本水産会「一般的衛生管理講習会（特別コース）」受講修了者

継続コンサルを行う機関／個人については次ページに掲載しております。

継続コンサルを行う機関/個人

機関名	所在地	電話、FAX
(一財)日本冷凍食品検査協会 企画開発事業部	〒105-0012 東京都港区芝大門2-4-6 豊国ビル4階	03-3438-1895 03-3438-2747
(一財)日本冷凍食品検査協会 札幌検査所	〒064-0821 札幌市中央区北1条西21-3-17 ラボビル	011-612-1530 011-612-1534
(一財)日本冷凍食品検査協会 仙台検査所	〒983-0014 仙台市宮城野区高砂1-24-18	022-254-8991 022-254-8995
(一財)日本冷凍食品検査協会 名古屋検査所	〒456-0068 名古屋市熱田区神野町1丁目15番地	052-671-5300 052-671-5302
(一財)日本冷凍食品検査協会 関西事業所 検査課	〒650-0047 神戸市中央区港島南町3丁目2-6	078-302-1030 078-302-1097
(一財)日本冷凍食品検査協会 福岡検査所	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-2-15 事務機ビル8階	092-451-7259 092-474-3363
(一財)日本食品分析センター 教育・研修部	〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町52-1	03-3469-7184 03-3469-7002
(一財)食品環境検査協会 本部 業務部	〒136-0082 東京都江東区新木場2-10-3	03-3522-2338 03-3522-2754
(一財)食品環境検査協会 仙台事業所	〒982-0023 仙台市太白区鹿野3-14-7 新幹ビル2階	022-249-6878 022-249-6927
(一財)食品環境検査協会 清水事業所	〒424-0922 静岡市清水区日の出町1-39	054-353-0181 054-352-4403
(一財)食品環境検査協会 神戸事業所	〒650-0045 神戸市中央区港島3-2-1	078-302-7771 078-302-5321
(一財)食品環境検査協会 福岡事業所	〒812-0032 福岡市博多区石城町15-24	092-291-9851 092-291-9850
(一財)東京顕微鏡院 食と環境の科学センター 食品安全部	〒104-0055 東京都中央区豊海町5-1 豊海センタービル4~6F	03-3534-2970 03-3534-2975
ABE技術士事務所	〒262-0019 千葉市花見川区朝日ヶ丘5-19-7	043-275-6540 043-275-6540
(株)消費経済研究所 関東総合検査センター	〒183-0033 東京都府中市分梅町3-51-4	03-5363-1207 03-5363-1289
(有)フジタ企画	〒662-0826 西宮市門戸岡田町7-39	0798-52-0773 0798-52-0773
西川技術士事務所	〒184-0015 小金井市貫井北町2-18-8	042-381-3873 042-381-1110
(株)キュー・アンド・シー HACCP推進調査課	〒065-0026 札幌市東区北26条東22丁目6-7	011-786-8300 011-786-8266
(一社)青森県薬剤師会 衛生検査センター	〒030-0142 青森県青森市大字野木字山口164-43 (青森中核工業団地内)	017-762-3620 017-762-3660
(有)ケイ・イー・アイ	〒287-0225 千葉県成田市吉岡1310-1	0476-73-8662 0476-73-8663
(株)高澤品質管理研究所	〒923-1211 石川県能美市旭台2-13 いしかわクリエイト・ラボ	0761-51-7193 0761-51-7194
アース環境サービス(株)	〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-12-1	03-3253-0640 03-3253-0641
(一財)新日本検定協会	〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-12-13 新検ビル	045-473-5982 045-474-0242
コンサルタント・熊澤	〒062-0043 札幌市豊平区福住3条7丁目15-3	011-851-1444 011-851-1444
舟橋均技術士事務所	〒162-0827 東京都新宿区若宮町14-8	03-5288-5478
水産マネジメントサービス(株)	〒288-0814 銚子市春日町2394-6	080-2262-1740
アベテクノサポート	〒362-0021 埼玉県上尾市原市3336 4-11-306	048-723-5702 048-723-5702

水産食品加工施設HACCP認定制度に係る様式一覧

様式1	水産食品加工施設HACCP認定(初回1次、初回2次・更新)審査申請書……	P1
様式2	HACCP審査実施通知書……	P2
様式3	水産食品加工施設HACCP認定(品目追加・特別)審査申請書……	P3
様式4	HACCP審査実施通知書……	P4
様式5	HACCP認定審査結果(適合)通知書……	P5
様式6	HACCP認定審査結果(不適合)通知書……	P6
様式7	HACCP継続認定通知書(適合)……	P7
様式8	HACCP継続認定通知書(不適合)……	P8
様式9	HACCP認定審査結果(適合)通知書……	P9
様式10	HACCP認定審査結果(不適合)通知書……	P10
様式11	HACCP認定英文証明書発行申請書……	P11
様式12	HACCP認定証明書の内容変更届……	P12
様式13	水産食品加工施設HACCP認定の継続中止届……	P13
様式14	誓約書……	P14
様式15	継続コンサルに関する申請書……	P15～17

(注)水産食品加工施設HACCP認定制度に係る様式の詳細については、別途、大日本水産会ホームページに掲載する